

議員提出議案第二号

箕面市議会の個人情報保護に関する条例改正の件

箕面市議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和七年三月十八日提出

箕面市議会議員	中嶋三四郎
同	村川真実
同	山根ひとみ
同	桃山悟
同	中西智子
同	藤田貴支
同	田中真由美

箕面市条例第 号

箕面市議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する

条例

箕面市議会の個人情報保護に関する条例（令和四年箕面市条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第十項中「以下」を「第十二条第五項において」に、「第二条第八項」を「第二条第九項」に改める。

第十二条第三項中「、病院事業管理者」を削り、同条第五項中「及び第二十九条」を削り、同項の表第三十八条第一項第一号の項中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める。

第十七条第一項中「以下」を「第三項において」に改め、第二項第一号イ中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第十八条第一項中「議会の保有する」を削り、同条第二項中「この章において」及び「この章及び第四十八条において」を削る。

第二十七条第二項中「この章において」を削る。

第三十一条第二項中「この章及び第四十八条において」を削る。

第三十二条第三項中及び第三十八条第一項中「この章において」を削り、

同条第二項中「この章及び第四十八条において」を削る。

第三十九条第三項中「この章において」を削る。

第四十七条中「第四章」を「前章」に改める。

第四十八条中「特定」の下に「に資する情報の提供」を加える。

第五十三条から第五十五条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第二条第十項の改正規定（「以下」を「第十二条第五項において」に改める部分に限る。）、第十二条第五項の改正規定（「及び第二十九条」を削る部分に限る。）並びに第十七条第一項各号列記以外の部分及び第二項第一号イ、第十八条第一項及び第二項、第二十七条第二項、第三十一条第二項、第三十二条第三項、第三十八条第一項及び第二項、第三十九条第三項、第四十七条並びに第四十八条の改正規定は公布の日から、第五十三条から第五十五条の規定は令和七年六月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

（提案理由）

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）の施行に伴う行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の改正及び刑法（明治四十年法律第四十五号）の改正による関係規定の整備のほか所要の整備を行うとともに、箕面市立病院の指定管理開始に伴う関係規定の整備をするため、本条例を改正するものである。